

生活保護法律相談 開始から1年を経て

人権擁護委員会委員 滝沢 香 (40期)

当会は、2008年4月、全国単位会で初めて常設の生活保護法律相談を設置した。当会の法律相談センターであり、法テラスの指定相談場所でもある池袋法律相談センター（毎週火曜日）および北千住法律相談センター（毎週木曜日）で、予約制で午後1時から4時まで面接相談を実施している。

相談のスタートにあたって、1万部のチラシを作成し、都下および周辺の市町村等の自治体および関係機関に送付した。その後、昨年6月にはさらに5万部を作成し、ハローワーク、マザーズハローワーク、病院の医療相談室等にも送付をした。各地に送付したチラシを見る機会があって相談に来る方のほかに、多重債務問題等に関わり生活保護の受給が必要になり、他の法律相談から案内をされる相談も多い。法テラスのコールセンターからの紹介もある。

こうした広報によって生活保護の申請を受理してもらえない、保護費の減額、保護の停止・廃止をされそう等の生活保護相談のニーズがある人たちに届くことが期待される。

この相談は、生活保護の受給者や申請を検討している人を対象にしているために、法テラスの無料相談として実施をしている。同一案件で3回までという制約はあるものの、相談者が安心して相談をできる体制となっている。

また、受任に際しても、生活保護の申請にあたって弁護士の支援が必要であったり、申請が却下されたり保護が廃止された場合の審査請求等の行政手続の代理については、受任弁護士は日弁連が法テラスに委託している高齢者・障害者・ホームレス等に関する委託援助事業を利用する。生活保護の受給に関わる訴訟や、生活保護相談に付随して、債務の整理や離婚等の手続が必要になる場

合は、相談担当した弁護士が法テラスへの持ち込み事件として民事扶助を利用することをお願いしている。

2008年末からの経済情勢や雇用情勢の悪化により、相談件数は増加している。2008年度は、週2回の相談のうち、相談日が流れたのは7回だったが、1回の相談日に、2ないし4件の相談予約が入っている。暫定数値であるが、2008年度の相談件数は、合計239件（2009年3月31日現在）で、委託援助事業の利用が206件、民事扶助の利用が7件となっている。相談件数の増加により、4月から池袋では毎週金曜日も相談日とすることになった。

初年度は、この相談を所管する人権擁護委員会を始めとして、消費者問題特別委員会、法律相談センター運営委員会、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会の委員から担当者を募集する等して34名で担当してきた。2009年度は広く会員から担当者を募集し、50名で行う。相談担当の選任にあたっては研修受講が要件となっており、当会会員で、元福祉事務所のケースワーカーとして生活保護実務についての豊富な知識と経験を有する森川清会員によって、生活保護費の計算なども含めた実践的な研修が行われている。

相談担当者に記載して報告してもらっているチェックシートによる実績を見ても、稼働年齢であることや借金があることを理由として申請を受理してもらえない等の水際作戦が見受けられる。

非正規労働者の大量解雇等の状況が続く中で、生活保護が必要な人たちにとって利用しやすい制度となるためにも、弁護士が生活保護法に基づく助言や代理をすることは重要である。会員各位の一層のご協力をお願いしたい。